平成２９年（フ）第４５０号
埼玉県入間市高倉２丁目10番　１―303号
債務者　井上　修一
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４５３号
埼玉県入間市小谷田１丁目２番11号　ファミーユ白河103
債務者　山本　三枝
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４５８号
埼玉県入間郡毛呂山町南台５丁目36番地３　コーポ長瀬101号
債務者　青柳　　東
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４６９号
埼玉県鶴ヶ島市富士見３丁目６番504号
債務者　千葉真知子
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４１号
新潟県加茂市番田４番12号　ツインハウスＡ202
債務者　田端　　翔
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第５４号
岐阜県多治見市笠原町1450番地の３　カーサグランデⅡ―102、従前の住所茨城県土浦市沖宿町2050番地１
債務者　木村　達也
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第８９３号
名古屋市天白区植田３丁目103番地　メゾン高和　302号
債務者　ポストライフこと　原田　康登
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９１４号
愛知県春日井市大和通２丁目31番地　グリーンヒルＹＡＭＡＴＯ402号
債務者　五十嵐小代子
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０９７号
名古屋市中川区広川町４丁目１番地の122
債務者　寺本美由紀
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２１９号
名古屋市中川区小本２丁目１番25号　レオパレス烏森202号
債務者　安藤　春樹
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３１８号
名古屋市中村区草薙町３丁目59番地　レオパレスＲＸ中村公園第２　304号
債務者　山下　篤男
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３７号
京都府福知山市字堀345番地　府営日吉ヶ丘団地221号
債務者　髙橋　隆子
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２９年（フ）第２５号
香川県観音寺市室本町641番地16
債務者　後藤　光弘
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２９年（フ）第４８８号
北九州市八幡東区大谷１丁目３番６―802号
債務者　矢野　健司
1　決定年月日時　平成29年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第７４号
長崎県諫早市目代町2133番地４、旧住所長崎県諫早市破籠井町322番地２
債務者　田口　一恵
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第７８号
長崎県諫早市小長井町牧156番地
債務者　横田清一朗
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第２０８号
盛岡市緑が丘３丁目11番21号　アレイ緑が丘103号、旧住所岩手県花巻市東12丁目第15地割115番地１
債務者　押切　拓也
1　決定年月日時　平成29年９月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部